



# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

◆高齢者が狙われています！

◆特定商取引法の基礎知識第11章「クーリング・オフの適用除外」

◆二次被害に御注意ください！

◆平成25年度 消費生活トピックス

3 March  
月号

第48号

## 高齢者が狙われています！

県の消費生活センターには、高齢の方の消費者トラブルに関する相談が多く寄せられています。訪問販売や電話勧誘では、事業者のペースに巻き込まれて断り切れず契約させられているケースがあります。高齢者だけで暮らしている方は、特に注意が必要です。また、高齢者を支える周りの方々も、問題商法の手口を知って被害防止に役立ててください。

### 送り付け商法

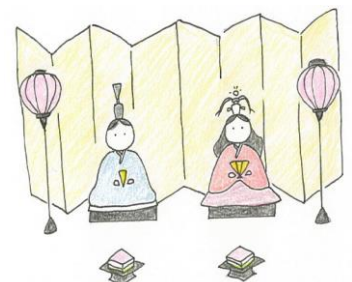
心当たりのない業者から、「以前、お申し込みいただいた商品を送るので、代金を払って欲しい。」と、突然電話があります。注文していないので断ると、脅されたり、暴言を吐かれるケースもあります。

### 買え買え詐欺

知らない事業者から、「選ばれた人しか買えない投資の資料が自宅に届くので譲ってほしい。」と電話があります。後日実際に資料が届くと、事業者から「すぐに取りに行けないので代わりに購入して欲しい。代金は後で払う。」と嘘を言われ、商品の購入を促されるものです。

## 被害に遭わないために

- ① 本人や周囲の人が正しい情報や知識を持ちましょう。
- ② 日頃から家族内でのコミュニケーションを大事にし、緊急時の連絡先などを決めておきましょう。
- ③ 困った時は、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。



## 特定商取引法の基礎知識 第11章

### 「クーリング・オフの適用除外」

訪問販売や電話勧誘など不意打ち的な勧誘で、冷静に判断できないまま契約をしてしまいがちな販売方法に対して、一定期間内であれば無条件で契約を解約することができる制度として、クーリング・オフがあります。

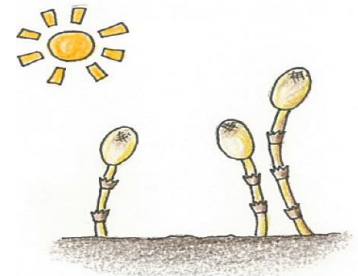
しかし、訪問販売や電話勧誘販売に該当する販売方法であっても、以下のような場合などはクーリング・オフができませんので、気をつけましょう。

○契約条件についての交渉が時間をかけて数回にわたって行われ、消費者の意思が安定的であるのが通常であり、クーリング・オフ制度を適用すると弊害が大きいと考えられるもの。

- ①自動車（二輪のものを除く）の販売
- ②自動車（二輪のものを除く）の貸与（いわゆるレンタカーは除く。）

○クーリング・オフ期間（8日間）後に役務を提供された場合  
消費者に相当の不利益が生ずることが明らかなもの

- ①電気、ガス、熱の供給
- ②葬式のための祭壇の貸与その他の便益の提供



### 二次被害に御注意ください！

以前被害にあってしまった商品やサービスについて、「被害を取り戻してあげます。」とか、「解約してあげます。」などと話をもちかけられ、それを信じてしまった結果、再度被害に遭ってしまうという二次被害の相談が寄せられています。

#### こんな相談がありました

以前、先物取引の被害にあったことがある。

ある日「先物取引の被害にあった人の取材をしている。」という事業者から電話があり、自宅に訪問してきた。「費用が一切かからずに被害回復ができる。」などと言われ、東京五輪開催予定地の用地買収や投資事業をしている会社の社債の購入を勧められた。社債の費用は弁護士が負担してくれるようなことを言っていたが、本当だろうか？

#### 皆様へのアドバイス

「過去の被害を回復してあげます。」などのうまい話をうのみにしてはいけません。  
きっぱりと断りましょう

不審に思ったり、疑問に思ったりしたことがあれば、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

# 平成25年度 消費生活トピックス

4・5月

- ◆ 健康食品の送り付け商法が増加
- ◆ 生活必需品の値上げが相次ぐ。
- ◆ 仙台空港に東北初のLCC就航

6・7月

- ◆ カネボウ化粧品が美白化粧品を自主回収
- ◆ 消費税転嫁対策特別措置法成立
- ◆ 富士山が世界文化遺産に登録決定

8・9月

- ◆ 皇太子御夫妻来県
- ◆ 2020年東京夏期五輪開催決定
- ◆ 新型国産叩つイブソソ打上げ成功

10月

- ◆ 平成26年4月から消費税率引上げを閣議決定
- ◆ 伊豆大島で台風被害
- ◆ 慶長遣欧使節出帆400周年

11・12月

- ◆ ホテルや百貨店等でメニュー表示偽装が発覚
- ◆ 楽天イーグルスが初の日本一
- ◆ ケネディ駐日米国大使来県

1・2・3月

- ◆ アクリフーズ群馬工場が製造した冷凍食品から農薬が検出
- ◆ 東北・関東甲信越で記録的大雪
- ◆ ソチ冬季五輪にて羽生選手金メダル
- ◆ 東日本大震災から3年



## 消費生活センターからのお知らせ

### 震災無料法律相談

震災時、宮城県にお住まいの方は、無料で仙台弁護士会法律相談センターにて相談ができます。貸金、借地借家の問題、労働問題、二重ローン問題、離婚、行政などほぼ全ての相談が対象です（刑事事件を除く。）。

予約制ですので、以下までお問い合わせください。

仙台弁護士会 仙台法律相談センター

☎022-223-2383

### 消費生活相談員募集

宮城県では、これから消費生活相談員（非常勤職員）として勤務していただける方を募集しています。応募に際しては、ハローワークを経由してください。応募期間は平成26年3月5日（水）までです。

詳細については以下までお問い合わせください。

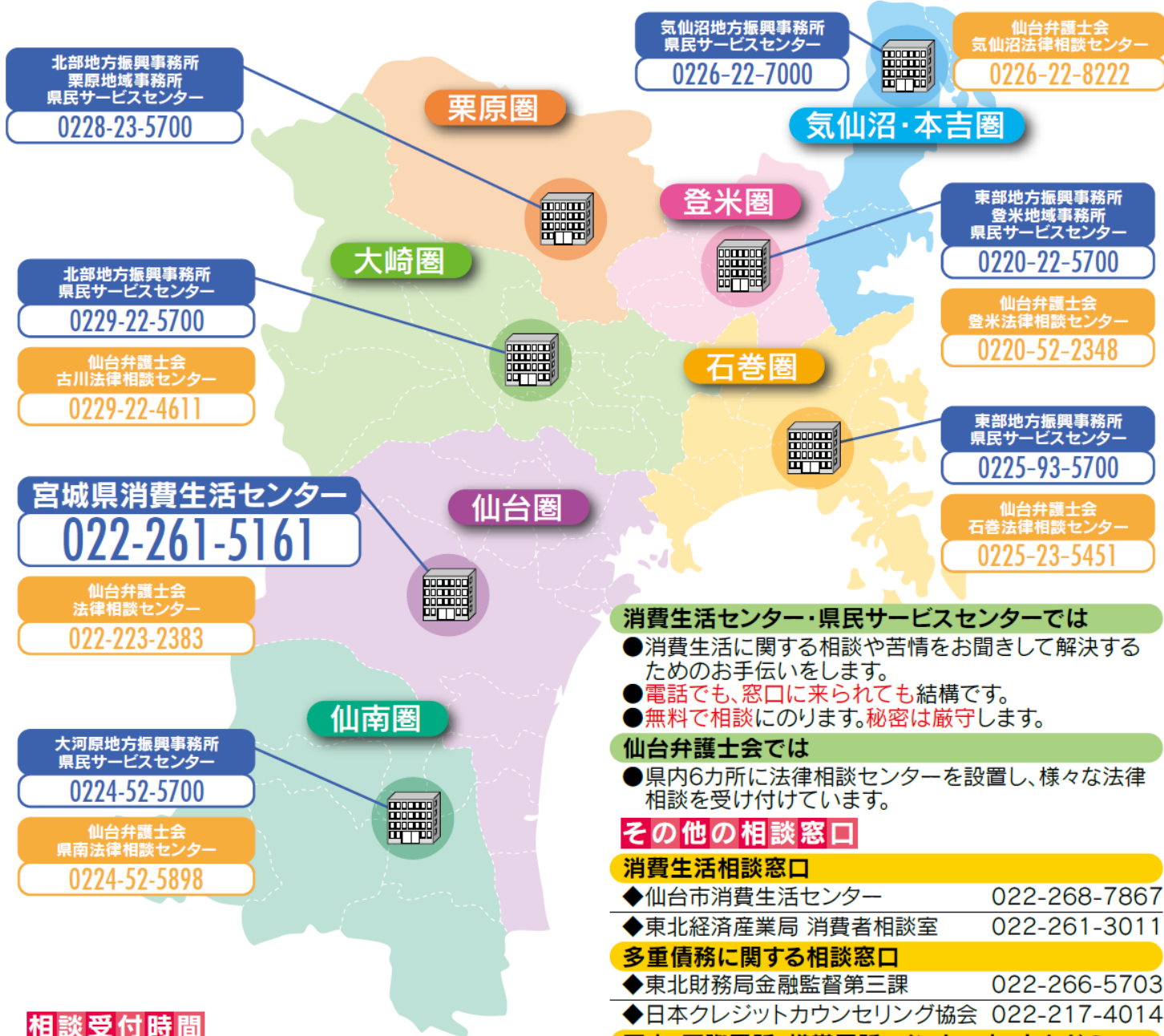
宮城県消費生活・文化課

☎022-211-2524

困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しよう!



**消費生活センター・県民サービスセンターでは**

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

**仙台弁護士会では**

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

**その他の相談窓口**

**消費生活相談窓口**

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

**多重債務に関する相談窓口**

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

**国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632

- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

**相談受付時間**

◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00  
 土・日 9:00~16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。

◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00  
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

